

# 平成29年第4回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成29年12月15日（金曜日）

## ◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第7号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	承認第2号	専決処分の承認（平成29年度豊頃町一般会計補正予算（第5号））
日程第 5	議案第70号	豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正
日程第 6	議案第68号	豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
日程第 7	議案第69号	豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正
日程第 8	議案第62号	平成29年度豊頃町一般会計補正予算（第6号）
日程第 9	議案第63号	平成29年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第64号	平成29年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第65号	平成29年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第4号）
日程第12	議案第66号	平成29年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
日程第13	議案第67号	平成29年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
日程第14	議案第71号	財産の無償譲渡
日程第15	議案第72号	公の施設に係る指定管理者の指定
日程第16		請願の委員会付託
日程第17		休会の議決

## ◎出席議員（8名）

1番 中村純也君	2番 小笠原茂人君
3番 坂口尚示君	4番 相澤昌幸君

5番	岩井	明	君	6番	欠	員	
7番	大崎	英樹	君	8番	大谷	友則	君
9番	藤田	博規	君				

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口	孝	君
副町	長	菅原	裕一	君
教育	長	山本	芳博	君
農業委員会	長	井下	睦男	君
代表監査委員		山口	浩司	君
総務課	長	富田	秀樹	君
企画課	長	岩城	光洋	君
住民課	長	二村	比呂志	君
福祉課	長	山田	良則	君
産業課	長	神	義宏	君
施設課	参事	越谷	光裕	君
会計管理者		佐藤	孝夫	君
農業委員会事務局	長	渡辺	良英	君
教育委員会教育課	長	佐藤	則仁	君
子育て支援所	長	廣澤	行位	君
消防署	長	下重	博光	君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局	長	中川	直幸	君
庶務係	長	沢崎	真司	君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、平成29年第4回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。  
事務局長に諸般の報告をさせます。  
中川事務局長。
- 中川事務局長 諸般の報告を申し上げます。  
議会事務局報告及び議員派遣の結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。  
次に、監査委員より、平成29年10月26日から同年11月13日まで実施されました、平成29年度定期監査報告書及び平成29年8月から10月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付のとおりでございますので、ごらんをいただきたいと思っております。  
以上です。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。  
宮口町長。
- 宮口町長 第4回豊頃町議会定例会行政報告を申し上げます。  
農林水産業の概況についてであります。  
初めに農業については、春から天候に恵まれ、その後も比較的順調に推移したことから、小麦は製品調整後の反収が10.4俵となり豊作の平成27年に迫る収量となりました。  
甜菜は、収量・糖度とも良好な収穫が見込まれております。  
馬鈴薯は、大きさが平年より小ぶりですが、収量・品質ともに、良好な収穫となりました。

豆類は、全般に平年を上回る収量となり、価格も安定しております。

野菜類も全般的には、平年を上回る収量をみておりますが、大根は、価格低迷の影響を受けているところであります。

次に畜産業については、生乳生産が栄養価の低かった前年作の粗飼料の影響を受け、前年同期比1%の減少となっていましたが、本年度産の粗飼料に変わった8月下旬からは、回復傾向にあります。

肉用牛は、黒毛和種の去勢・雌牛素牛価格が依然として高い水準で推移しております。

また、粗飼料生産においては、牧草・デントコーンともに例年並みの収量確保ができましたが、デントコーンは台風による倒伏で土が付着するなど、発酵後の品質低下が懸念されております。

次に林産業については、民有林の皆伐は前年並みの状況ですが、町産業振興補助制度による植林奨励と苗木供給量の回復もあり、伐採跡地植林も前年規模の面積で推移しておりますことから、引き続き環境保全のため植林を推進し、伐採跡地及び未立木地解消に努めてまいります。

また、昨年8月に発生した台風10号による、カラマツを主体とした風倒木約110ヘクタールについて、国の補助制度を活用して整理したほか、被害が大きかった林道牛首別線についても、災害認定を受け本年度、早期に復旧いたしました。

多様な役割をはたしている本町の森林を育成するため、これからも、適正な森林整備を推進してまいります。

次に、水産業については、全道の秋サケ定置網漁漁期前予測で、昨年を24.3%下回る厳しい来遊予測のなか、台風に伴うしけを避けるため解禁日よりおくれて、9月5日から水揚げが開始されました。

大津漁港の水揚げは、最盛期においても低調な来遊状況が続き、本町に残る記録の中で最も漁獲量がふるわず、前年比の数量で70%減、金額でも53%減となる大幅減で漁を終えております。

また、十勝川等での親魚確保も記録的な不漁であり、今後の資源回復に不安が残る状況となっており、関係機関による不漁原因の究明に加え、各ふ化場の健康な稚魚の育成に向けた技術向上などによる、漁獲水準の回復に大いに期待を寄せるところであり、本町としても大津漁業協同組合とともに安定した来遊、漁獲の回復に向けた支援策を検討してまいります。

シシャモ漁は、昨年より漁獲量、金額とも回復してはいるものの、依然として低水準な水揚げにとどまっており、十勝川などの遡上河川での再生産環境の維持・保全に向けた対策が重要になっております。

大津漁港整備については、上架施設の整備、船揚場かさ上げ工事が継続されており、早期完成に向けて大津漁業協同組合及び関係団体と連携して取り組んでまいります。

また、次年度から新規漁港整備長期計画により、大津漁港整備が継続実施される予定であり、漁業生産基盤のさらなる整備に期待が寄せられているところであります。

以上、行政報告を申し上げます。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

### ◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番小笠原茂人議員及び3番坂口尚示議員を指名します。

### ◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの8日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月22日までの8日間に決定しました。

### ◎ 委員会報告第7号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第7号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第7号議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1) 平成29年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成29年12月12日。

3、調査の経過。

(1) 平成29年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成29年12月8日招集告示のあった平成29年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月12日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1) 平成29年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、12月22日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、請願書の取り扱いについては、平成29年第3回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託すべきものとした。

ウ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の12月15日に開催するよう日程を調整した。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第7号は、報告済みとします。

## ◎ 承認第2号

●藤田議長 日程第4 承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

富田総務課長。

●富田総務課長 議案15ページをお開き願います。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて、説明いたします。

本案は、9月18日に上陸した台風18号による災害及び10月22日執行の衆議院議員総選挙に要する予算として、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年9月28日に平成29年度豊頃町一般会計補正予算(第5号)を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

平成29年度一般会計補正予算書（第5号）の1ページをごらんいただきたいと思  
います。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳  
出それぞれ2,599万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞ  
れ46億2,922万2,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により説明申し上げます。

10ページをお開き願います。

歳出について説明いたします。

2款総務費、4項選挙費、3目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費  
に選挙等執行事務に係る報酬、職員手当など441万5,000円を追加。

12ページになります。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費に町道等  
災害補修費に755万円を追加。2項農業用施設災害復旧費に、農道等災害補修費9  
00万円を追加。3項林業用施設災害復旧費に、林道災害補修費360万円を追加。  
4項文教施設災害復旧費に、社会体育施設災害補修費など143万1,000円を追  
加するものであります。

以上が、歳出に係る補正の主な内容ですが、これら歳出に伴う歳入につきまして  
は、8ページをごらん願います。

9款地方交付税に特別交付税2,199万6,000円を、13款国庫支出金に衆議  
院議員総選挙等に係る執行事務委託金400万円を追加するものであります。

以上でありますので、御承認くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 今、説明ありました中で、選挙費については特段ございません。

災害復旧費について質問させていただきます。ということは、ただいまの説明あつ  
た中に添付されてあります災害発生場所、あるいは、それに伴う被害調書、トータル  
的な金額が選挙費400万円除いて2,158万円ということになります。それで、  
この内容については、主に町道、町の道、それから河川、川ですね、それから農道、  
合わせて34カ所、それと農業用施設災害というのが、これが20カ所、そのほかに  
林業被害、これについては林道、林の道、これが15カ所、合わせて土木関係のもの  
だけでも69カ所ございます。これにつきましての調書内容を見ますと、道路の片  
側、路肩といいますよね、路肩の被害、それから傾斜のついでいるのり面の場所、そ  
のほかに川が陥没、あるいは土砂が堆積という内容が説明されています。このこと  
について、最近の異常気象で大変継続的といいますか、昨年一昨年もそういう気象異

常による被害が本町に到来しているわけです。したがって、この場所については、やはりその都度対応、対策していますが、まだ、例えば来年度もそういう異常気象で多量の水量、雨水が流れた、あるいは山水が流れ落ちてきたときに、こういう箇所を攻撃されるのではないかと、やはり被害箇所として大体予想されるところではないかというところですが、これらについての把握できている箇所のマップ、いわゆる経歴、そういう内容というのは整理されているかどうか。まず、その点をお聞きします。

●藤田議長 越谷施設課参事。

●越谷施設課参事 答弁させていただきます。

施設課及び産業課のほうでまとめております被災箇所については、その都度管内図等に位置を落としておりまして、過去のものとおあわせてのものまでは、まだ作成していない状況にあります。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 それでは、雨量について、台風ですから強風と雨水の被害というふうに捉えています。特に、今、私は最初触れなかったのですが、学校施設が1カ所あります。これは強風でしょう。予想されるのはビニールハウスが飛んでしまった、あるいはプールのビニールが、張ってあるものが飛んでしまうということですが、これは突発的なこととして予想はなかなか難しいのかもしれませんが。しかし、前段で話した内容についての箇所というのは、おおよそこの調書を見ますと、二宮地区、礼作別地区、牛首別地区、豊頃、幌岡、農野牛と、特定されているような地域になっていますね。これらについて、やはり全体の、雨だけではなくて、今回については強風も伴っていますから、それらについての倒木もいろいろと出てきているように、行政報告で町長は報告されました。

今後全体的に、これらについての本町の災害マップというものを密度を高めた内容で考えていくべきだと思いますが、それらについて町長の意見をお聞きしたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 御指摘のとおり、そういった災害マップ等については必要であろうと思えますけれども、御承知のとおり最近の災害については、いつどこでどのような形が出るかわかりませんし、特にゲリラ豪雨なんていうのは、場所がほとんどわからない状態でできております。したがって、その予測をしながらその対策をすることは現状では非常に厳しい状況であります。

ただ、低い地盤、また河川の近く等々についての被害は予測されますけれども、先ほど申し上げましたとおり、いつどこでどのような災害が起きるかわかりませんので、それに対する対応を全般的にすることは不可能に近いのではないかというふうに



思っております。

したがって、今回のように災害を受けたときは、議会の承認を後にして、先に復旧工事を行って、その後災害、さらには工事の認定、予算づけ等々、議会の承認を得るわけであります。

今後につきましても、できるだけ災害の受けやすい場所については、ある程度予測をしながら災害に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 災害については最後の質問にさせていただきますが、それでは今回の土木関係の工事、被害箇所についての現在までの工事の進捗状況は、おおよそですが、この69件のうち何件ぐらいできたかということの確認をさせていただいて、この件について質問を終わります。

●藤田議長 越谷施設課参事。

●越谷施設課参事 進捗状況ですけれども、おおむね9割以上進んでおまして、あと河川及び明渠のほうで少しまだ手をかけていない場所が残っている程度になっております。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、承認第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

## ◎ 議案第70号

●藤田議長 日程第5 議案第70号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第70号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書5ページをごらんください。

本案は、人事院が国家公務員の給与水準を民間企業従業員の水準と均衡させることを基本に、国家公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、勧告を行っているものであり、平成29年度の勧告は、官民の給与調査の結果、民間の給与が公務を上回っていることから、若年層に重点を置いた給料体系と勤勉手当の見直しを行うこととしたものであります。

勧告の骨子は、給料表の月額を平均0.15%引き上げ、勤勉手当は直近1年間の民間の支給割合が公務の支給月数を上回っていることから、0.10月分引き上げることなどで、本年8月8日に勧告され、この12月8日、国会において勧告どおり改定することが可決されました。

このことに基づいて、本町においても豊頃町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきまして、議案説明書、説明第1号を御参照ください。

関係条項第16条の4第2項、勤勉手当はその率を0.05月分引き上げ、「100分の85」を「100分の90」に改めることとし、臨時措置として平成29年12月期の勤勉手当の率を0.1月分引き上げ、改正前の勤勉手当の率「100分の85」を「100分の95」とし、平成29年12月1日から適用するものであります。

次に、第16条の4第3項、再任用職員は勤勉手当の率を0.025月分引き上げ、「100分の40」を「100分の42.5」に改め、臨時措置として平成29年12月期の勤勉手当の率を0.05月分引き上げ、改正前の勤勉手当の率「100分の40」を「100分の45」とし、平成29年12月1日から適用するものであります。

次に、議案書7ページから9ページまでの別表第1給料表は、現行の1級から6級まで0.10から0.78%月額を引き上げ改定し、議案書9ページ下段の再任用職員給料表は1級から6級まで0.13から0.21%を引き上げ改定し、平成29年4月1日から適用するものであります。

次に、5ページ。附則第1項の施行期日等及び第2項の勤勉手当の算定に関する臨時措置の読みかえ規定は、ただいま御説明申し上げたとおりで、第3項の給与の内払い規定は改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

10時40分まで休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

#### ◎ 議案第68号及び議案第69号

●藤田議長 日程第6 議案第68号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第7 議案第69号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを一括議題とします。

議案第68号及び議案第69号の2件について、一括して提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第68号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第69号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、一括して御説明いたします。

議案書1ページ及び3ページをごらんください。

本2案は、ただいま議案第70号で議決をいただきました人事院勧告に基づく町職員の給与に関する条例の一部改正内容につきまして、議会議員及び特別職の期末手当についても同様に改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、議会議員及び特別職の6月期末手当を2.075月から2.125月に、12月期末手当を2.225月から2.275月にそれぞれ引き上

げ、臨時措置として平成29年12月期の期末手当の率を0.1月分引き上げ、改正前の期末手当率「100分の222.5」を「100分の232.5」とし、平成29年12月1日から適用するものであります。

附則として、第1項でこの条例適用を平成29年12月1日からとし、第2項で期末手当の算定に関する臨時措置の読みかえ規定として、改正後の規定にかかわらず、平成29年12月期の期末手当の率を0.1月分引き上げ、「100分の227.5」を「100分の232.5」に読みかえ、第3項で改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

議案第68号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

議案第69号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第62号

●藤田議長 日程第8 議案第62号平成29年度豊頃町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

富田総務課長。

●富田総務課長 議案第62号平成29年度豊頃町一般会計補正予算(第6号)について説明いたします。

補正予算書、1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,872万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億795万円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から説明いたします。

14ページをお開き願います。

なお、職員等の人件費に関しましては、平成29年度人事院勧告及び人事異動に伴うものでございます。

1款議会費、1項議会費において68万7,000円を減額。

2款総務費、1項総務管理費において、1目一般管理費に職員人件費ほか1,590万7,000円を追加。

16ページ、3目財産管理費に基金積立金20万円を追加。7目企画費にまちづくり推進費ほか389万1,000円を追加。

18ページ、9目電算情報管理費に122万6,000円を追加するなど、計2,122万4,000円を追加。

3款民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費から72万2,000円を減額。3目老人福祉費に繰出金84万2,000円を追加。4目障害者福祉費に扶助費ほか1,521万5,000円を追加。

20ページ、5目福祉医療費に扶助費ほか106万9,000円を追加するなど、計1,640万4,000円を追加。2項児童福祉費から、22ページの計413万

6,000円を減額。

4款衛生費、1項保健衛生費において、24ページになります、計86万6,000円を減額。2項簡易水道費に繰出金619万2,000円を追加。

5款農林水産業費、1項農業費において、1目農業委員会費から10万円を減額。

26ページ、2目農業総務費に農業振興事業費ほか2,906万4,000円を追加するなど、計2,896万4,000円を追加。3項林業費に11万9,000円を追加。4項水産業費から178万8,000円を減額。

28ページ、6款商工費、1項商工費において、1目商工総務費に商工振興事業費ほか302万1,000円を追加。2目観光費に84万5,000円を追加するなど、計386万6,000円を追加。

30ページ、7款土木費、1項土木管理費から624万8,000円を減額。

2項道路橋梁費において、1目道路橋梁維持費に200万円、2目除雪費に138万6,000円、32ページになります、3目道路新設改良費に152万5,000円をそれぞれ追加し、計491万1,000円を追加。

3項住宅費において、1目住宅管理費に町営住宅整備費ほか410万1,000円を追加するなど、計421万5,000円を追加。5項施設費に46万1,000円を追加。

34ページ、6項公共下水道費から51万8,000円を減額。

8款消防費、2項災害対策費に22万8,000円を追加。

36ページ、9款教育費、1項教育総務費において、1目教育委員会費に318万5,000円を追加するなど、38ページになりますが、計312万1,000円を追加。2項小学校費において、1目学校管理費に校舎等管理事業費ほか232万8,000円を追加するなど、計234万円を追加。3項中学校費に25万2,000円を追加。

40ページ、5項保健体育費において、2目体育施設費に総合体育館費ほか73万4,000円を追加するなど、計67万4,000円を追加。

以上が、歳出に係る補正の主な内容であります。これら歳出に伴う歳入につきましては、8ページをお開き願います。

1款町税、1項町民税に1,070万円を追加。2項固定資産税に200万円を追加。3項軽自動車税に50万円を追加。

9款地方交付税、1項地方交付税に411万2,000円を追加。

13款国庫支出金、1項国庫負担金に498万1,000円を追加。2項国庫補助金に64万8,000円を追加。

10ページ、3項委託金に43万5,000円を追加。

14款道支出金、1項道負担金に2万4,000円を追加。2項道補助金に3,100万円を追加。

16款寄附金、1項寄附金に20万円を追加。

17款繰入金、1項繰入金から2,000万円を減額。

18款繰越金、1項繰越金に2,970万4,000円を追加。

12ページです、19款諸収入、5項雑入に33万1,000円を追加。

20款町債、1項町債に1,409万3,000円を追加。

以上が、歳入に係る主な補正の内容であります。

次に、第2条、地方債の補正について説明いたします。

4ページ、第2表地方債補正をごらんください。

臨時財政対策債における既定の限度額に1,409万3,000円を追加し、1億1,409万3,000円に改め、地方債限度額の総額を5億2,404万3,000円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。

1款町税。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 9款地方交付税。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 13款国庫支出金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 14款道支出金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 16款寄附金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 17款繰入金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 18款繰越金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 19款諸収入。

( 質 疑 な し )

- 藤田議長 20款町債。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 質疑なしと認めます。  
次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。  
14ページをお開きください。  
1款議会費、1項議会費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2款総務費、1項総務管理費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 3款民生費、1項社会福祉費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 20ページ、2項児童福祉費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 4款衛生費、1項保健衛生費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2項簡易水道費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 5款農林水産業費、1項農業費。  
質疑ありませんか。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 3項林業費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 4項水産業費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 28ページ、6款商工費、1項商工費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 7款土木費、1項土木管理費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 2項道路橋梁費。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 3項住宅費。  
( 質 疑 な し )



●藤田議長 5項施設費。  
( 質 疑 な し )

●藤田議長 6項公共下水道費。  
( 質 疑 な し )

●藤田議長 8款消防費、2項災害対策費。  
( 質 疑 な し )

●藤田議長 9款教育費、1項教育総務費。  
( 質 疑 な し )

●藤田議長 2項小学校費。  
5番岩井議員。

●5番岩井議員 教育費、これは小学校、中学校ともに共通する点なのですけれども、扶助費があるのですが、この扶助費については、就学援助費、これは申請による手続で支給されると認識しております。同時に、就学援助を受けていることの個人情報を守られなければならないというふうに理解しているのですけれども、御説明お願いいたします。

●藤田議長 佐藤教育課長。

●佐藤教育課長 ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

この扶助費につきましては、小学校、中学校の児童生徒の扶助費の件だと思えます。それに係る入学準備金の関係かと思うのですが、これらにつきましては、議員御指摘のとおり、児童生徒の保護者から申請が上がりまして、その申請書に同意書なりをいただきまして、それに基づき認定に必要な情報等を教育委員会のほうで収集しまして、判定をさせていただいているところであります。

御指摘のとおり個人情報がありますので、それらについては当然部外のほうに出ないような形で審査を行っております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 このことに対して、個人情報がしっかりと守られているのかどうかということに対して、私は非常に疑問に思うのですね。私、ここのところ三、四人程度に伺いましたところ、皆さんよく御存じなのですよ。誰が受けていて誰がどうしているって。そして、これがもう相当数が把握されているのですね。それも学校関係者ではなくて、全く関係のない方たちが私に説明してくれるのですよ。私びっくりしました、本当にね。そしてこういうことが世間でずっと通っているということを委員会等で把握されているのでしょうか。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 ただいまの岩井議員からの御質問内容でございますが、委員会の特別支援児童生徒の関係につきましては、教育支援委員会の中でも審議をいただいている内容でございますが、それぞれに配付された内容については、当然関係資料も当日会議に付しまして会議終了後には回収をさせていただいているということで、秘密会というような関係で進めております。

また、その審査内容を受けまして、当教育委員会としてもそれぞれ資料を提示しておりますが、あくまでも各委員においてもこれは個人情報に基づくものでありまして、外部に漏れのないようにということで趣旨徹底を図っているところでございますが、議員御指摘のような内容があるとすれば、今後さらに厳格な対応をしていかなければならないものと考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 あるとすればではなくて、きちっと把握していかないとだめだと思うのですよ。あるのですよ、実際には。私は、行政と町民の間にかなりずれがあるのではないかと思うのですよね。そういうことがあるからこそ、こういう問題にしっかりと取り組んでいけないのではないかと。脇が甘いのではないかと思うのですよ。こういうことが往々にあることをしっかりと把握してもらって、それで委員会そのものの、確かに行政では対応守れたかもしれないと思うのですよ。しかし、行政で対応が守れていても、これがどこかに流れるときにもっと知っている人がいると思うのですよ、会議等で。その中からまた出ていくことが、そういう形があると思うのです。

そして、この状況が続くということになれば、いじめ等にもつながってくるのですよ。このいじめは子供だけではなくて、一般の家族関係にも圧迫感が出るのですよ。こういう問題だけではなくて、生活保護なんかは自分らで言っている方もありますから、だからそういう点でみずから助かっていると言う人もいますから、そういう方については把握されている部分もあるのですけれども、こういうことはひた隠しにしているのですよね、結構皆さんね。それが全面に出てしまうということは、今後いろいろないじめ関係にもつながってくるし、それで学校関係でもう一つあるのですけれども、教育委員会から漏れるということでは。学校関係でいろいろないじめ関係で何点かあったと思うのですが、それが私の耳にも入ってくるのですよね。状況まで。これらを一体どういうふう把握されているのか。

私、本当に不安になってきますよ。そして、こういうことがやっぱり町民に対しても、本当に守るという観点から守りきっていないのではないかと。どこか脇が甘いのではないかと思うのですよね。

最後に説明していただきたい。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私から答弁させていただきますけれども、今の岩井議員のお話、私は職員から漏れることはないと思う。ただ、今まで私も経験して情報を得ているのは、そういう組織がありまして、そして場所等については本町ではありませんからわかりませんが、そういう団体が各家庭の所得の少ない方々の勉強会をやりまして、その勉強会であなたはこのぐらいしかなければ、こういうものが受けられますと指導する。つまり、これは申請主義ですから、そしてその人たちがお互いに話し合って申請する。お互いにそういう情報を交換しながら、公共的な支援を受けられるものは積極的に受ける。私はそれ正しい、いいと思う。ただ、知り得た情報を公務員がよそに出すことは、これはまかりなりませんけれども、お互いに、例えば、隣のうちでいただいて、それより隣はもらっていないけれども、隣の方が所得が少なければ申請を忘れている場合もありますし、私はできるだけそういった法的に援助があるものについては、積極的に申請していただくことが正しいと思います。

ただ、今、岩井議員が言われることを聞きますと、内部から情報が漏れているのではないかということで、内部については、そういったものは他に報告する義務もありませんのでないと思います。そういう手続をすればもらえるということの情報がお互いにしっかりと組み合っているから、みんな知っているのではないかというふうに思っております。

実は私、これも帯広である方に聞いた話ですけれども、そういった情報が集まって専門的な方が来て、こういうものはこう受けられますよという、そういう指導されることもあるというふうに聞いております。

したがって、今後は職員については当然知り得た情報を漏らすことについては地方公務員法に抵触しますから、それは心配要らないと思いますけれども、今言われたのは、逆にお互いの仲間同士でやって、情報提供をしているというふうにも思われる点があるかと思うのです。ましてや今言ったいじめにかかわる問題がもし発生するとなれば、これはもうとんでもないことでもありますから、そういうことはまた教育委員会もしっかりと情報を的確に把握して、また指導していかなければならないというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 今の説明では、もう周りの情報があってそういうところから知り得るとなっているのですけれども、これ完璧に秘密保持していかない問題なのです。そして、今言われたことで秘密が保持できないのであれば、そういう会議やめるべきではないですか。共通するもの。実際に言われている方、ただで御飯食べているとか

言われている人いるわけですから。聞いているわけですから。そういうのを何とか保護しようという、そういう言葉は私余り認められないのですよね。自治体というのは本当に、こういうようないろいろな形から町民だとかそれから困っている人たち、貧困層たちを守るというのは自治体であって、わざわざそれに理由つけてそこから漏れているのではないかと何か何とかならなくて、私、行政から漏れているとは考えていませんよ。しっかりしていますから、信頼していますし。ただ、それがどこか行く間に広まってしまって、どこかで漏れている。どこから漏れているというのは調べればすぐわかりますよ、実際に。町長おっしゃったようなところから漏れているかもしれないし。そして、漏れていること自体が当然視されていては困るのですよね。あくまでもしっかりとやっていかなければ。当然でしょう、そういうことは。これ秘密保護できちっと守られるべきでしょう。それを理由つけて、そしてこういうことがあるからできるのだという、そういう形で観点に立ってやるというそういう説明が私納得できないですよね。

もう一度納得のできる答弁をお願いします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、私言った内容はちょっと誤解されているかもしれないのですが、ほかの町ではそういった方々のグループに専門的な分野の方々が来て、それで教えてあげて、こういうものが受けられますよ、ああいうもの受けられます、そういうグループがあるということは、当然お互いに情報交換をしながらしているから、私はもらっていない、あなたももらっているねということで、それはもう所得があればもらえませんが、当然だと思っています。

みずから職員が、あそこはもらっている、ここはもらっていないなんていうことは言うわけがないし、言ってはいけないはずですから。

ですから、私はいじめとは別に、自分が所得がなければ正々堂々と、申請主義ですから出てきて、やはりいただくべきであって、決して私のもらっている部分が他に漏れて、ほかのほうに御迷惑かかることも全くないとは言いませんけれども、やはり仲間同士で情報公開していれば、当然そういうものは広がるのではないかというふうに思っております。

ただ、先ほどから何回も言うけれども、職員については教育委員会ばかりではなく、福祉に携わる者についてはそういった情報を他に教えることはこれはもうできませんので、そういうことにつきましては今後十分、気をつけて職員に対する指導をしていきたいというふうに思っております。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 この問題に関しましては、いろいろ情報公開、それからほかの民意

団体でもやられて、その中で発表されている方から漏れている可能性もありますし、それから、ほかのほうから漏れているというような形もあって、私も行政的には処理されているだけで、そこから漏れているというふうには全く想定していませんよ。それで、この建物の中の状況というのは外部には漏れないのだろうというふうに思っておりますし、相談される方たちもしっかりと勉強されてやっているのです、この中から漏れるという形は考えておりませんし、今、町長がおっしゃられたようなところから漏れている可能性も十分ありますけれども、ただ、そういうところから漏れている人は自分の名前をはっきりと言って、私はこういう形でこうしていますよという、そういう発表の間においてやっている方がおられるのです。ただ、それを隠し通そうとする人は、そういう発表会に出ないできちっと隠し通そうとする人もいます。発表でやっている人は私は正々堂々こうやってもらっていると、皆さん方ももらえるようにやったほうがいいのではないかと、そして自分も先頭切って、そしてそういう困っている方たちのために自分たちが勉強して、そして受けられるようにやっている方も多いわけです。

しかし、一方では隠し通そうとしている人もいるわけですから、そういう人たちの名前も出てくるというのは、私、不自然だと思うのですよ。

ただ、今回はここで今後こういう勉強してほしいということにとどめておきますけれども、やはりこういうことが小さい町だからこそ、そういうことが起こってはだめなのです。大きい町だったら、起こってもみんな風で飛んで消えてしまうのですね、こういう状況というのは。しかし、小さい町では最後まで追い詰められてしまうのですよ。とことんまで、いなくなるまで。子供にまで影響してくるのですよ。

こういうことが往々にしてやられるということは、私本当にこの町自体不安が生じるのですね。

だから、今後このことについては、しっかりと行政として脇を固めて、指導も、町民のそういうような団体があれば、そういうときも指導していただくと。そしてもっと脇を固めていただくことが必要ではないかということをお願いしまして、この質問を終わらせていただきます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 行政としては、名前の情報提供等々については先ほど教育長から言ったとおり、あるべきではないというふうに私も信じております。

ただ、そういう該当者がいれば当然申請をしていただいて、積極的に、困っている方については教育委員会で御相談される。福祉も同じような形ですけれども、今後そういうことについては十分、職員は気をつけるようにいたします。

ただ、民間同士お話するのは、これは町によろしくないと言われても、これは歯ど

めをつけることはできませんけれども、職員からはそういうことのないように指導してまいりたいと思います。

以上です。

●藤田議長 次に進みます。

3項中学校費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 5項保健体育費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

大崎議員。

●7番大崎議員 1点だけ確認させていただきたいのですが、ページ数では16ページになります。

総務管理費の企画費389万1,000円、この時期において何をどのような内容で企画されているものなのかというところを説明いただけますか。

●藤田議長 岩城企画課長。

●岩城企画課長 議員の質問に答弁させていただきます。

企画費、全部で389万1,000円、中でも多いのがまちづくり推進費の364万7,000円ということの中身でございますが、役務費の郵便料等々で171万3,000円、これらについてはふるさと納税の返礼品の送料になってございます。ふるさと納税の当初見込み3,000件を現段階で500件ほど上回っている状況でございます。そのための郵便料の補正でございます。

あと、工事請負費で86万4,000円、これらについては十勝ロイヤルホテルの昨年の台風以降のふぐあいホテル側から要望がありました施設の改修費になってございます。それら含めまして389万1,000円になってございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 これで質疑を終わります。

次に、4ページ、第2表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第63号

●藤田議長 日程第9 議案第63号平成29年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

●山田福祉課長 補正予算書43ページをお開きください。

議案第63号平成29年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,061万3,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、本町国保の運営状況をシステムにより北海道に毎月報告している月報について、平成30年度以降国保運営の広域化に伴い、本町が加入する北海道クラウドにおいて今年度月報報告システムを構築し、新年度から運用する予定であることから、北海道クラウド構築負担金を増額するものであります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書52ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費からシステム改修委託料32万4,000円を減額し、北海道クラウド構築負担金に227万9,000円を追加、合わせて195万5,000円を追加するものであります。

この歳出に要する財源は、50ページ、歳入をごらんください。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金に特別調整交付金88万5,000円を追加。

5 款道支出金、2 項道補助金、1 目財政調整交付金に特別調整交付金 1 0 7 万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

5 0 ページをお開きください。

2 款国庫支出金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 5 款道支出金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

5 2 ページ、1 款総務費。

8 番大谷議員。

●8 番大谷議員 この節で、北海道クラウド構築負担金というのが見積もられておりますが、このことは各町村の算出基準というのはいかにどのように算出されているのか。

また、北海道で統合して行うことによってメリットとデメリットが出てきますが、そのことについて検証はどのように行われているのか。というのは、健康保険に関する町村の考え方は大分違うと思うのですよ。それで、保険の算出料も違ってきますし、それらをどのように今後是正していくのか。町村の取り組みによっては保険料、大変安いところもあるし、町みたいに高いところもあります。町の人たちの問題になっているのは、多重診療というもので何カ所も病院を回って同じ診療を受けているということの問題も提起されておりますから、これはなかなか平行になっていかないのではないかとこのように思いますが、その辺をどのように検討されているのかお聞かせ願いたいと思います。

●藤田議長 山田福祉課長。

●山田福祉課長 ただいまの質問にお答えします。

今回の北海道クラウド構築負担金につきましては、あくまでも先ほど説明いたしました月報システムを北海道クラウドというところで構築することになっております。ここにつきましては、全道の約 1 0 5 自治体が参加した組織でありまして、この中で今回は月報システムを構築するということでもありますので、全額が国、または道から



の補助金で全て賄われるということで予算を計上しております。

●藤田議長 暫時休憩します。

午前 11 時 21 分 休憩

午前 11 時 22 分 再開

●藤田議長 再開します。

山田福祉課長。

●山田福祉課長 今回の広域化におきましては、現在、例えば国保の運営の関係なのですけれども、こちらにつきましては、これから道のほうで一括まとめて全道の医療費等を会計することになっております。しかしながら、それに係る負担金は各町村に求められております。これにつきましては、今、11月段階で道のほうから概算の公表がされております。当初、この負担金については町村によってばらつきがありまして、豊頃町については約3割ほど国保税を上げて負担金を払わなくてはならないというようなこともありましたけれども、11月に最終的な概算額が公表されております。これにつきましては、現段階で負担金が2億円ほどとなっております。そのうち国保税の調定額でいきますと大体1億6,800万円ぐらいを見込んでこの負担金となっております。これにつきましては、道のほうで今までより2%以上多くなる自治体については激変緩和ということで2%以内におさめるということもありまして、この額になっております。

現在、町の今年度の調定額と比較しまして、大体ほぼこの金額は同額となっておりますので、次年度以降少しづつは負担金等は上がっていく可能性はあるのですが、今の段階では町の税を極端に上げるとか、そういったことは不必要かなと考えているところであります。また、来年度以降、国のほうから限度額を引き上げるということも出ております。そういったこともありまして、十分に賄えるだけの財源は確保できると考えております。

この広域化によって豊頃町のメリット・デメリットでいいますと、今までとほとんど変わらない状況になります。ただ、全道的に言われていることが、各自治体によって医療費等を下げるですとか、そういった努力をしているところなのですけれども、そういったものが余り反映されない中での負担金を求められるということがありますので、そういったことを今後各町村から要望を上げてそういったところになるべく重点的に考えていただいた納付金の額等ということはそれぞれ出ております。

本町におきましては、以上のことでとりあえず今までと同様で大丈夫かと考えております。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 喫緊の問題では豊頃町においては変わらないというけれども、将来

的にはそれはまだわかりません。確かに、この制度は医療費の相互扶助と医療費を抑制していかなければならないという両面があると思いますけれども、そういった意味では、今後各町村が取り組んでいる健康に対する取り組みがおろそかになっていく可能性もあるのではないかとこのように感じるわけです。

その辺を今後どのように全体を北海道として考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 先ほど担当課長が御説明申し上げましたとおりでありますけれども、今、北海道で試算をしております。過日も試算された結果出ておりますが、私ども町村会でも、北海道のほうと十勝町村会とでいろいろとお話して、特に十勝地方、オホーツクのほうは非常に、それに上川が所得があるものですから、一定の率を掛けたらもうほとんどが限度額までいくような形になります。それを抑制するために、北海道でいろいろ計算しました結果、ある程度第一段としては豊頃町の場合については、そう大きな負担にかかるわけではありませんけれども、今、大谷議員のおっしゃるとおり、やはり国保は相互扶助でありますので、貧しい地域にはある程度豊かなところが面倒見るのが保険制度になっているような形になっております。ただ、懸念されるのは先ほど言ったとおり、今までの町民に対する健康行政というか、そういったものが大変厳しくなるのではないかとこのように御指摘もありますが、私はやはり保険料が安くなる、高くなるよりも、健康が第一でありますので、町民の皆さんについては健康第一で考えて、そういった形で担当者も指導していかなければならないというふうに思っております。

先ほども内容については、特に国保の場合は特別会計で応益と応能の形で割り勘部分とまた所得に応じて支払わなければならないものがあるようでありまして、それぞれ町村の財政事情によってこの率が変わりますけれども、北海道からある程度の試算が出た場合について、できるだけ町民の負担のかからないような方法の、そして均衡がとれたような賦課をしなければならないというふうに考えております。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、これからどのように保険料の形が変わろうとも、町民の健康をしっかりと守っていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第64号

●藤田議長 日程第10 議案第64号平成29年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

●山田福祉課長 補正予算書55ページをお開きください。

議案第64号平成29年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億347万3,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、介護保険制度改正に伴う介護保険システム等の改修経費の追加、給与改定等に伴う人件費の追加及び介護予防生活支援サービス事業を精査したことによる減額の補正となっております。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書64ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に介護保険事務システム改修委託料86万4,000円を追加。同じく1款、2項徴収費、1目賦課徴収費に印刷費12万8,000円を追加。

3款地域支援事業費、1項、1目介護予防・生活支援サービス事業費から委託料51万円を減額。同じく3款、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費に人件費17万9,000円及び地域包括支援センターシステム改修委託料28万1,000円を追加するものであります。

この歳出に要する財源は、62ページ、歳入をごらんください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）から現年度分12万7,000円を減額。同じく3款、2項、6目事務費補助金に介護保険事務システム改修事業43万2,000円を追加。

4款道支出金、2項道補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）から現年度分6万3,000円を減額。

5款、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金から現年度分14万2,000円を減額。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金から地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）17万8,000円を減額、その他繰入金102万円を追加、合わせて84万2,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

62ページをお開きください。

3款国庫支出金。

（質疑なし）

●藤田議長 4款道支出金。

（質疑なし）

●藤田議長 5款支払基金交付金。

（質疑なし）

●藤田議長 7款繰入金。

（質疑なし）

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

64ページをお開きください。

1款総務費。

（質疑なし）

●藤田議長 3款地域支援事業費。

5番岩井議員。

●5番岩井議員 地域支援事業費の中で、国や道、そして支出されているものの中で、介護予防、そして生活支援サービス事業がここで減額になっているのですけれど

も、これは今後行わないというふうにみてよろしいのでしょうか。

●藤田議長 山田福祉課長。

●山田福祉課長 今の質問にお答えします。

この部分につきましては、いきがいデイサービス事業というものが社会福祉協議会のほうに町のほうで委託をして実施しております。その部分につきましては、当初、予算でみていた部分については、20人の2グループ、40人をみておりましたが、現段階で大体16人ということで2グループなのですけれども、減っているということで今回減額の補正をさせていただきました。そのまま、いきがいデイサービス事業については継続して実施される予定であります。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第65号

●藤田議長 日程第11 議案第65号平成29年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

●山田福祉課長 補正予算書69ページをお開きください。

議案第65号平成29年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第4号)について御

説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ85万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,529万4,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、豊頃医院院長住宅及び大津診療所並びに歯科診療所に係る修繕料を増額するとともに、一部予算執行残を精査したことに伴う減額の補正であります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書78ページ、歳出から御説明いたします。

1款、1項医院費、1目医院管理費において、豊頃医院の配水管の修理及び院長住宅のトイレ修理など修繕料30万円を追加するとともに、機械警備委託料38万9,000円及び工事請負費の執行残18万円を減額するなど、合わせて28万4,000円を減額。同じく1款、1項、2目医院運営費において医薬材料費100万円を減額。

2款、1項診療所費、1目診療所管理費に大津診療所内の壁紙を張りかえるための修繕料14万円を追加。

3款、1項歯科診療所費、1目歯科診療所管理費に歯科診療所の給湯ボイラーの修理のため修繕料を追加するなど、合わせて28万5,000円を追加するものであります。

この歳出に要する財源は、76ページ、歳入をごらんください。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金から豊頃医院管理費138万9,000円を減額するとともに、大津診療所管理費に14万円及び歯科診療所管理費28万5,000円を追加し、合わせて96万4,000円を減額。

3款、1項、1目繰越金に前年度繰越金10万5,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

76ページをお開きください。

2款繰入金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3款繰越金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

78ページをお開きください。

1款医院費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2款診療所費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3款歯科診療所費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第66号

●藤田議長 日程第12 議案第66号平成29年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課参事。

●越谷施設課参事 補正予算書81ページをお開き願います。

議案第66号平成29年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第3号)について御

説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ961万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,898万3,000円と定めるものであります。

主な内容については、事項別明細書により御説明いたします。

90ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、職員人件費において、278万1,000円、簡易水道一般経費、本管布設工事請負費に250万円、消費税293万円を追加し、合わせて961万1,000円を追加するものであります。

この歳出に伴う財源について、88ページ、歳入について御説明いたします。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に619万2,000円を追加。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に341万9,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議をお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

88ページをお開きください。

3款繰入金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 4款繰越金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

90ページをお開きください。

1款総務費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。



これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第67号

●藤田議長 日程第13 議案第67号平成29年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課参事。

●越谷施設課参事 補正予算書93ページをお開き願います。

議案第67号平成29年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,250万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,742万9,000円と定めるものであります。

主な内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

102ページをお開きください。歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において7,000円を減額。

2項施設管理費、1目下水道施設管理費において、公共ます設置工事費120万円を追加。2目下水道施設整備費において、社会資本整備総合交付金事業費の委託料499万8,000円を減額。工事請負費7,870万円を減額するものであります。

この歳出に伴う財源として、100ページ、歳入について御説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫補助金において社会資本整備総合交付金事業4,432万9,000円を減額。

4款繰入金、1項他会計繰入金において一般会計繰入金51万8,000円を減額。

5款繰越金、1項繰越金において前年度繰越金144万2,000円を追加。

7款町債、1項町債において社会資本整備総合交付金事業3,910万円を減額す

るものであります。

次に、96ページ、第2表地方債補正であります。下水道事業債の限度額を2,020万円に、過疎対策事業債の限度額を2,020万円にそれぞれ改め、地方債限度額総額を4,040万円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

100ページをお開きください。

3款国庫支出金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 4款繰入金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 5款繰越金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 7款町債。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

102ページをお開きください。

1款総務費。

質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に、96ページ、第2表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第71号

●藤田議長 日程第14 議案第71号財産の無償譲渡についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

富田総務課長。

●富田総務課長 議案書11ページをごらん願います。

議案第71号財産の無償譲渡について説明いたします。

本案につきまして、下記記載の土地を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記としまして、1、土地の所在地等ですけれども、中央若葉町23番地10ほか計2筆で雑種地2,218平方メートル。

この土地の位置図につきまして、議案説明書3ページに添付をしております。それから、詳細図につきましては、次の4ページになっておりますので、ごらんいただければというふうに思います。

次に、評価額につきましては、106万6,858円で平米当たり481円ということになります。

3、譲渡の相手につきましては、中央若葉町12番地、豊頃町農業協同組合、代表理事組合長山口良一氏であります。

譲渡後の用途につきましては、事業用資材の格納庫を建設するというごさいます。

なお、この土地周辺につきましては、農村活性化土地利用構想に基づきまして施設整備のために平成15年2月に同農協から寄附をいただき、農業農村サポート研修施設、駐車場等整備しておりますけれども、本土地に関して今回農協から譲渡の申し出があったものであります。

本町としましては、農業振興のために寄与すべきと考え、譲渡するものでございませぬ。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 この場所につきましては、今、産業まつりの催事地になっていますね。今後について、今説明あったように、農協が施設を建築するということの説明でございませう。

まず最初に、今、経過はお話あったように、以前農協からこれを寄附されたもので、これを町がそういうところで利用しているというところですね。これについては、ここに施設ができれば30年度の産業まつりの開催というのは、どういう障害が起きるのか、あるいはこの中でクリアできるものなのかというところを、まず1点目お聞きしたいなと思ひます。

●藤田議長 岩城企画課長。

●岩城企画課長 ただいまの御質問に対して答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、譲渡地については、これまでも産業まつりの会場として使用させていただいていた土地でございませう。これらを譲渡することによって、平成30年度の産業まつりの会場につきましては、譲渡地につきましては現多目的施設の手前まで施設が建つような構想であるということをお聞きしてございませう。よって、現他目的施設、要は農業農村サポート施設の前の舗装をし終わった駐車場を含めて、多目的施設のほうへ西に長く会場を使いながら開催したいなと現時点では考えております。

また、このことによりまして、一部駐車場が少なくなるということが想定されます。それらにつきましては、新年度に向けてこれから考えてまいりたいなと考えているところでございます。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 現状の中で考えられるところはそういうところだということでは理解をしましませう。

もう一つは、やはり非常に本町の産業まつりに期待している観光客がいらっしやいます。今、課長が説明されたように駐車場の関係、遠くから来ますから、当然車で参りますよね。それらについての問題と、それから、相当あそこは今複雑に警備されていますね。そういうようなところと、これを前提とするのか、それとも他の地域、場所をまた検討する余地があるかどうか、これはよく検討していただきたいなというふうには思ひますが、考え方をお聞きします。

それから、もう一つお聞きしたいのは、農協がこのようなもので施設を建てるとい

うことになれば、これは前向きで非常に私、賛成したいと思っております。ところが、この土地を将来的にもう使えないという状況になっていくわけですので、今、本町の全体を見ている中で、ひとつその辺も検討してもらいたいのは、茂岩神社下の茂岩本町1、2番、それから民地が茂岩本町3番。1、2、3とくっついているところがあるわけです。それともう1カ所が茂岩本町101というところの、以前は農協のスタンド、この道道を挟んで両サイド、両地があるわけですね。これは、今、豊頃町で使用料を払って農協からお借りしているというふうに私は理解しているわけですね。その辺の考え方をしますと、農協もただ借地料をいただいてというよりも、その辺は農協に協力するという前提から、等価交換できるか、あるいは百万何がしの評価額ですからそれに見合うものがあるか、あるいはそれをオーバーするのであれば、それを負担してもいいというぐらいの前向きなやはり考え方があるかどうかなというところも、今後検討の内容にさせていただきたいなというところを提案かたがた質問させていただきます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 産業まつりにつきましては、今現在、土地を譲渡するところがかかっておりますけれども、場所については再三にわたりまして担当課と協議しましたけれども、やはり本町においては今の農協の場所をお借りして、そしてさらにあそこに倉庫等もございますから、その中も借りてイベントをするのが一番好ましい。それで、最終的には今のイベントの場所の使い方を、先ほど課長が説明したとおり、工夫すれば十分確保できるのではないかなというふうな形。あと、駐車場の問題が発生していく、これも知恵を絞ってできるだけあの場所でやるのが一番好ましいというふうに考えております。

また、本町の市街地の中にも農協の元事務所等の空き地がございますが、御質問いただいたとおり、使用料分だけ賃貸を受けて、土地代の固定資産税と同じような金額で出しております。ただ、農協は決して使用料を取るとは言っておりません。ただ、民地で借りている部分に同じような条件のところは何カ所かありますから、やはり行政としては平等を欠くということで、農協から固定資産税をいただいてそれだけお支払いをしている。もう1カ所神社の下のほうにもございますけれども、これは個人対個人の、農協と個人が契約しておりますから、行政が立ち入ることはできないというふうに思っております。

今後、市街地に空き地が、農協が持っている場合で、その土地を利用しないということでありましたら、また組合の責任者と十分話しながら、できるだけ町の活性化につながる方法で土地利用していきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

午後1時まで、昼食のため休憩をいたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

### ◎ 議案第72号

●藤田議長 日程第15 議案第72号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

神産業課長。

●神産業課長 議案書13ページをごらんください。

議案第72号公の施設に係る指定管理者の指定について御説明いたします。

本町の町有牧野につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在まで4期12年間、指定管理者による管理を行っております。

現在の指定管理者は豊頃町農業協同組合であります。指定管理期間の3年間は平成30年3月31日をもって終了するため、11月9日付豊頃町農業協同組合からの申し込みを受け、指定管理者として引き続き町有牧野の管理を豊頃町農業協同組合に行わせることについて、同月22日に副町長を委員長とする6名で構成する豊頃町有牧野指定管理者候補選考委員会を開催し、審査の結果、同農業協同組合が指定管理者として適格と認められたことから、豊頃町有牧野管理条例第11条の定めにより、次のように公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

記。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

名称、豊頃町有牧野。

所在地、豊頃町有牧野管理条例第2条に規定する所在地。

2、指定管理者となる団体の名称及び住所。

名称は、豊頃町農業協同組合、代表理事組合長山口良一氏。

住所は、中川郡豊頃町中央若葉町12番地。

3、指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間であります。

なお、町有牧野の所在地につきましては、追加の議案説明書1ページ、説明第3号を御参照ください。

湧洞牧場308ヘクタール、トイトッキ牧場77ヘクタール、二宮牧場539ヘクタール、3牧場合計924ヘクタールとなっております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 請願の委員会付託

●藤田議長 日程第16 請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおりです。請願文書表を職員に朗読させます。

中川事務局長。

●中川事務局長 請願文書表。

受理番号、1。受理年月日、平成29年11月10日。件名、平成30年度畜産物

価格決定等に関する意見書の採択を求める請願書。請願者の住所及び氏名、豊頃町中央若葉町12番地、豊頃町農政協議会、執行委員長、前田精一。紹介議員の氏名、豊頃町議会小笠原茂人議員。付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

●藤田議長 ただいま朗読しました請願については、請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

### ◎ 休会の議決

●藤田議長 日程第17 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、12月16日から同月20日までの5日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、12月16日から同月20日までの5日間、休会とすることに決定しました。

### ◎ 散会宣告

●藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 1時06分 散会



地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員